

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 1 日

各都道府県衛生主管部(局)
医務主管課
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋の用法マスタの改訂について

電子処方箋の普及やその運用につきまして、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

処方箋には用法の記載が必要ですが、電子処方箋の場合、用法については電子処方箋の用法マスタから用法コードを選択し設定する必要があります。この用法マスタについては、電子処方箋の運用開始にあたり、一般社団法人日本医療情報学会が定める標準用法規格を参照し作成されましたが、一部標準用法規格に準拠していない用法が用いられていたことから、今般、標準化されたコードが用いられるよう、電子処方箋の用法マスタの改訂を行います。

改訂の内容やスケジュールについては、別添資料に取りまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただきますようお願いいたします。

なお、医療機関等向け総合ポータルサイトには用法の設定の参考資料等も掲載しているため、合わせて周知いただくようお願いいたします。

【医療機関等向け総合ポータルサイト】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010044

